

(表)

控除対象寄附金指定申請書

| | | | |
|---|--|---------|------------|
| 年月日 宇佐市長 宛て 個人市民税の寄附金 税額控除の対象となる 寄附金の指定を受けたい ので、宇佐市税条例施行 規則第1条の3第1 項の規定により申請し ます。 | (ふりがな) | | |
| | 寄附金を受領する者の名称 | | |
| | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 電話() - | |
| | (ふりがな) | | |
| | 代表者氏名 | 印 | |
| 設立年月日 | 年月日 | 事業年度 | 月 日 から 月 日 |
| 所得税における寄附金控 除の適用該当根拠条文 (いずれかの番号を で 囲んでください。) | 1 所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金) 2 所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人) 3 所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人) 4 所得税法施行令第217条第2号(自動車安全運転センター等) 5 所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人) (旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号該当(特例民法法人)含む。) 6 所得税法施行令第217条第4号(学校法人等) 7 所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人) 8 所得税法施行令第217条第6号(更正保護法人) 9 租税特別措置法第41条の18の2(認定特定非営利活動法人等) 10 旧租税特別措置法第41条の18の2第1項(特定地域雇用等促進法人) | | |
| 宇佐市内で現に行っている事業の概要 | | | |
| 寄附金の目的及び用途 | | | |
| 宇佐市内の事務所又は事業所の所在地 | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 担当者 | | |
| | 電話番号 | | |
| | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 担当者 | | |
| | 電話番号 | | |
| | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 担当者 | | |
| | 電話番号 | | |

添付書類については、裏面をご覧ください。

担当者氏名.....

電話番号.....

(裏)

この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- 1 申請寄附金が、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であることを証する書類(注 1)
- 2 法人の登記事項証明書の写し
- 3 宇佐市内に事務所又は事業所を有することを証する書類(注 2)
- 4 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し

(注 1)「申請寄附金が、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であることを証する書類」とは以下の書類を指します。

| 区分 | 添付書類 |
|--|--|
| 1 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号(指定寄附金) | 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号に掲げる指定寄附金であることを証する書類の写し |
| 2 所得税法施行令第 217 条第 1 号(独立行政法人) | 添付書類不要 |
| 3 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2(地方独立行政法人) | 設立団体の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前 5 年以内に発行されたものに限る。) |
| 4 所得税法施行令第 217 条第 2 号(自動車安全運転センター等) | 添付書類不要 |
| 5 所得税法施行令第 217 条第 3 号(公益社団法人及び公益財団法人) | 添付書類不要 |
| (旧所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号該当(特例民法法人)) | 添付書類不要 |
| (旧所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号該当(特例民法法人)) | 主務官庁の特定公益増進法人であることを証する書類(申請書を提出する日以前 2 年以内に発行されたものに限る。)の写しで、当該書類に記載されている認定の日が当該提出する日以前 2 年(同号八に掲げる法人であっては 5 年)内であるもの |
| 6 所得税法施行令第 217 条第 4 号該当(学校法人等) | 所轄庁の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前 5 年以内に発行されたものに限る。) |
| 7 所得税法施行令第 217 条第 5 号(社会福祉法人) | 添付書類不要 |
| 8 所得税法施行令第 217 条第 6 号(更正保護法人) | 添付書類不要 |
| 9 租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 該当(認定特定非営利活動法人等) | 認定に係る通知の写し(認定の有効期間内のもの) |
| 10 旧租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項該当(特定地域雇用等促進法人) | 特定地域雇用等促進法人指定通知書の写し(指定の有効期間内のもの) |

(注 2)「宇佐市内に事務所又は事業所を有することを証する書類」とは以下の書類を指します。

- 1 本市に事務所又は事業所を有する旨の組織図等
- 2 所有権を有する事務所又は事業所の場合：不動産登記事項証明書の写し(申請書を提出する日以前 3 月以内に発行されたものに限る。)
賃貸による事務所又は事業所の場合：賃貸借契約書の写し